

教育実習を受講する皆さんへ（重要なお知らせ）

令和4年4月18日

理事・副学長（教育担当） 宮谷 真人
教育学部長 松見 法男

教育実習の受講にあたっては、基本的な感染防止策を各自で徹底するほか、以下の事項についても順守してください。

1. 教育実習開始日の3日前から、オンライン以外の課外活動を禁止します。
2. 広島県が「まん延防止等重点措置」の実施区域となった場合は、教育実習終了後3日（最終日の翌日から起算）が経過するまでの間、オンライン以外の課外活動を禁止します。

※体調に問題がなく、教育実習終了日の翌々日以降にPCR検査又は抗原検査（定性検査の場合は、体外診断用医薬品を利用）を受けて陰性だった場合は、課外活動の禁止を解除できる。

※以下の条件を両方とも満たす場合は、体調に問題がなく、教育実習終了日の翌々日以降できるだけ速やかにPCR検査又は抗原検査（定性検査の場合は、体外診断用医薬品を利用）を受けることを条件に、課外活動の禁止を解除できる。

イ 3回目のワクチン接種後7日間を経過していること

ロ 教育実習期間中（勤務時間外）に5人以上の会食を行わず（4人以内の会食を行う場合も会話時はマスクをし、食事中は原則として黙食）、自身の行動に自覚を持ち、感染対策に努めていること

【補足説明】

- 本実習のみではなく、附属学校を訪問する教育実習科目の全てが対象となり、訪問期間の開始日及び最終日を基準に課外活動の禁止期間が決まります（附属学校で実施されるオリエンテーション等は含まない）。
- 課外活動における注意事項については、もみじ Top の TOPICS「新型コロナウイルス感染症に関する重要なお知らせ」から確認してください。
- 今後の新型コロナウイルス感染の状況等により、上記の対応は変更となる場合があります。変更する場合は、もみじ等でお知らせします。

【参考 URL】

自費でPCRを受検できる医療機関（厚生労働省 HP「自費検査を提供する検査機関一覧」）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-jihikensa_00001.html

広島県内でのPCR検査を受検できる場所（広島県 HP「PCRセンターの全県展開について」）

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/269/hirosximapcrcenter.html>

広島県内での抗原定性検査を受検できる登録薬局等（広島県 HP「抗原定性検査・PCR検査」）

<https://hiroshima-pcr.jp/kensa/>

広島大学内でのPCR検査の実施について

<https://commu.office.hiroshima-u.ac.jp/aqua/815be50f-70ed-42f2-b4d5-a9f7b3b59898/view>